

群馬県立高等学校等1人1台端末購入支援金事業実施要綱

(目的)

第1条 この支援金は、群馬県立の高等学校等に在学する生徒の保護者に対し、予算の範囲内において、端末購入に当たって支援金を給付することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 購入支援金 群馬県立高等学校等1人1台端末購入支援金をいう。
- 二 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又は生徒に保護者がいない場合は当該生徒（生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合には、その者）をいう。
- 三 高等学校等 群馬県立高等学校（全日制課程・定時制課程）及び中央中等教育学校（後期課程）をいう。
- 四 高校生 前号に規定する高等学校等の生徒をいう。
- 五 端末 高校生が高等学校等に持ち込む Windows、Chromebook、iPad 及び MacBook をいう。
- 六 基準日 第8条の規定による受給資格審査依頼においては依頼日を指し、第10条の規定による給付申請においては申請日を指す。
- 七 協定事業者 群馬県教育委員会と「群馬県立高等学校入学生向け1人1台端末販売・補助金申請代行業務に係る協定」を締結した事業者をいう。

(対象高校生)

第3条 対象となる高校生の範囲は、基準日現在、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 群馬県立高等学校において、1年次に進学又は在学している者
- (2) 中央中等教育学校において、4年次に進級又は在学している者
- (3) 前条第3号の高等学校等に転入する者

(給付の回数)

第4条 給付を受けることのできる回数は、高校生一人につき1回とする。

(対象経費)

第5条 端末の購入に係る経費には、次の金額を含むものとする。

- (1) 端末本体
- (2) キーボード（端末本体に附属していない場合に限る。）
- (3) 保障
- (4) 消費税及び地方消費税

- 2 前項各号の金額とその他金額が一体不可分となっている場合、その全てを対象経費とみなすこととする。

(補助率)

第6条 補助率は、別記1(1)に定める対象世帯の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

- (1) 生活保護受給世帯若しくは非課税世帯又は家計急変による非課税相当世帯

補助率 10/10

- (2) 準非課税世帯又は家計急変による準非課税相当世帯

補助率 2/3

(支援金額及び上限額)

第7条 支援金額は、第5条の対象経費に前条各号の補助率を乗じた額とする。ただし、65,000円に前条各号の補助率を乗じた額を上限とする。

- 2 端数が生じた場合、小数点以下を切捨てるものとする。

(保護者の受給資格審査依頼)

第8条 購入支援金の給付を受けようとする保護者のうち、協定事業者から支援金相当額を差し引いた価格で端末を購入することを希望する者(以下「依頼者」という。)は、受給資格審査依頼書(様式第1号)及び別記2に定める所得証明書類等(以下「依頼書等」という。)を群馬県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

(受給資格の認定)

第9条 教育長は、前条の依頼書等に基づき、別記1(2)に定める要件に照らし、購入支援金の受給資格の区分を認定する。

- 2 教育長は、受給資格の認定結果について、依頼者に対しては、受給資格通知書(様式第2号)により通知する。
- 3 受給資格認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、協定事業者からの端末購入に当たって、購入支援金の給付申請及び受領に係る一切の権限を、協定事業者に委任しなければならない。

(保護者の給付申請)

第10条 購入支援金の給付を受けようとする保護者のうち、第8条の規定によらないで端末を購入した者(以下「申請者」という。)は、給付申請書(様式第3号)、別記2に定める所得証明書類等及び別記3に定める購入実績書類等(以下「申請書等」という。)を教育長に提出しなければならない。

(協定事業者の給付申請)

第11条 第9条第3項の規定により委任を受けた協定事業者は、給付申請書(協定事業者用)(第6号様式)及び端末購入支援金委任者名簿兼給付申請内訳書(第6号様式別紙)を教育長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第12条 教育長は、購入支援金給付の決定結果について、第10条の申請者又は前条の協定事業者に対しては、給付決定通知書（様式第4号）又は不給付決定通知書（様式第5号）により通知する。

(給付の方法等)

第13条 教育長は、前2条の規定により給付決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、原則として教育長が定める期日に購入支援金を給付する。

2 前項の規定による給付は、金融機関預貯金口座（以下「口座」という。）への振り込みの方法による。

3 前項の規定により購入支援金を振り込む口座は、受給者名義の口座とする。

(手続方法)

第14条 本事業に係る手続については、オンラインシステムにより行うことを基本とする。

2 オンラインシステムの利用が困難な場合は、当該高校生が在籍する高等学校等を経由した書面による手続とする。

(不正利得の返納)

第15条 教育長は、次の各号に掲げる場合には、購入支援金の受給資格の認定及び給付決定を取り消し、併せて購入支援金の全部又は一部について返還を求めることができる。この場合、その旨を当該認定者に書面により通知する。

(1) 不正、虚偽、その他不適當な申請を行った場合

(2) その他給付することが適當でないと教育長が認めた場合

(個人情報の取扱い等)

第16条 教育長は、事務処理に際し、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、書類の提出方法等について、高校生及び保護者のプライバシーに特段の配慮をしなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

別 記

1 受給資格

(1) 対象世帯の区分

世帯区分は、次のとおりとする。

ア 生活保護受給世帯

生業扶助（生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助をいう。以下同じ。）が基準日現在、措置されている世帯をいう。

イ 非課税世帯

基準日現在、生業扶助が措置されておらず、保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯をいう。

ウ 準非課税世帯

基準日現在、生業扶助が措置されておらず、保護者全員の市町村民税所得割が一定の基準以下である世帯をいう。

エ 家計急変による非課税相当世帯

基準日現在、生業扶助が措置されておらず、家計急変による経済的理由から、保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯をいう。

オ 家計急変による準非課税相当世帯

基準日現在、生業扶助が措置されておらず、家計急変による経済的理由から、保護者全員の市町村民税所得割が一定の基準以下に相当すると認められる世帯をいう。

(2) 要件

世帯区分ごとの要件は、次のとおりとする。

ア 生活保護受給世帯

生業扶助が措置されていることが書面により証明されていること。

イ 非課税世帯

直近の保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が0円であること。

※実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなるため、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となる場合は非課税となる。したがって、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても対象となる。

ウ 準非課税世帯

直近の保護者全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6%－調整控除額」の合計が51,300円未満であること。

エ 家計急変による非課税相当世帯

家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、保護者全員の年収見込額が以下のとおりであること

扶養親族等の人数	年収見込
扶養親族等なし	1,000,000円以下
扶養親族等1人（寡婦又は寡夫を除く）	1,704,000円未満

扶養親族等 1 人（寡婦又は寡夫）	2, 044, 000 円未満
扶養親族等 2 人	2, 216, 000 円未満
扶養親族等 3 人	2, 716, 000 円未満
扶養親族等 4 人	3, 216, 000 円未満

※扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者を指す。

※上記の例に該当しない場合は、個別に確認する。

※災害等に起因しない離職（定年退職等）は家計急変の対象とはならない。

オ 家計急変による準非課税相当世帯

家計急変発生後 1 年間の年収見込額を推計し、保護者全員の年収見込額が以下のとおりであること

扶養親族等の人数	年収見込
扶養親族等なし	1, 300, 000 円以下
扶養親族等 1 人（寡婦又は寡夫を除く）	2, 216, 000 円未満
扶養親族等 1 人（寡婦又は寡夫）	2, 658, 000 円未満
扶養親族等 2 人	2, 881, 000 円未満
扶養親族等 3 人	3, 531, 000 円未満
扶養親族等 4 人	4, 181, 000 円未満

※扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者を指す。

※上記の例に該当しない場合は、個別に確認する。

※災害等に起因しない離職（定年退職等）は家計急変の対象とはならない。

2 所得証明書类等

（1）生活保護受給世帯

ア 生活保護受給証明書（生業扶助が基準日現在措置されていることが証明できるもの）

（2）非課税世帯

ア 保護者全員の直近の道府県民税及び市町村民税に係る課税証明書（扶養親族等の記載の省略がされておらず、調整控除額が記載されているもの）、特別徴収税額決定・変更通知書の写し（ただし、勤務先以外からの収入がある場合は不可）、納税通知書の写しのいずれか 1 つ

（3）準非課税世帯

ア （2）アに同じ

（4）家計急変による非課税相当世帯

ア （2）アに同じ

イ 保護者の家計急変の発生事由を証明する書類

（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等）

ウ 保護者全員の家計急変後の収入を証明する書類

（会社作成の給与見込、直近の給与明細（3 か月以上）、税理士又は公認会計士の作成した証明書类等）

エ 家計急変発生後の扶養親族等の人数を証明する書類

(扶養親族等の人数分の健康保険証の写し)

(5) 家計急変による準非課税相当世帯

- ア (2) アに同じ
- イ (4) イに同じ
- ウ (4) ウに同じ
- エ (4) エに同じ

3 購入実績書類等

(1) 次の事項が確認できる領収書等の写し

- ア 購入日 (原則として、県立高等学校の合格発表日以降のもの。)
- イ 購入した商品名及びその金額内訳
- ウ 販売事業者名

(2) 次の事項が確認できる申請者名義口座の通帳等の写し

- ア 金融機関名
- イ 本支店名又は店番
- ウ 口座種別
- エ 口座番号
- オ 口座名義人